

Title	支那の史料に現はれたる我が上代(一)
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1927
Jtitle	史学 Vol.6, No.2 (1927. 5) ,p.1(153)- 29(181)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19270500-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

史學

第六卷 第二號

昭和二年六月

支那の史料に現はれたる我が上代（二）

一

我が國の建國が何れの時代であるかといふことは、常に我が國史上の重大問題であるのみならず、また全東洋の歴史上に於ても重要な一問題である。而もこの問題の解決は、是非共我が國民の手によりて行はるべきことであらう。近時我が國に於ける考古學的研究の成果が、この問題の解決に資するところ大なるものあることは勿論で、更に益々その進歩發達を冀ふところであるが、同時に記録上の研究も亦決して無視すべきでないことはいふまでもないところである。

然るに我が民族が、支那に學んで文字の使用を知つたのは、意外に古く溯るものであるかも知れな

支那の史料に現はれたる我が上代（橋本）

（一五）

一

いが、而もそれ等の記録は既に早く湮滅して全く後世に傳はらないので、我が民族に關する最古の記録は我が國には殘存しないで、古くより我が民族が交通した、支那の史書中に保存せられてゐるのである。されば記録によりて知らるべき我が最古の形勢が、主として支那の記録によりて解明せられなければならぬことは、何人も異論なきところであらう。

二

而して從來支那に殘存せる、我が民族に關する最古の詳細なる記事が、魏志の倭人傳なることはまた何人も異議なきところであり、従つて多くの學者はその記事の嚴密なる解釋に努めたのであるが、近時圖らずも唐の張楚金が撰んだ翰苑の殘缺卷第三十が發見せられ、その中に我が民族に關する魏略の記事が引用せられて居り、而もその記するところは頗る魏志倭人傳の記事に類する點が多いのである。されば晉の陳壽が魏志の倭人傳を撰ぶに際し、その主なる史料の一つとして、この魏略の記事を採擇せしことは疑ふべからざるところであり、今はこの魏略の記事を以て我が民族に關する最古の詳細なる現存記録として、認めなければならぬこととなつたのである。

されば予は既に曩に數回に互りて、この問題につき考究論議せしところではあるが、なほ予の主旨の充分に徹底せざる諸點があり、爲めに予の論旨を誤解するものあるやに感ぜらるゝと共に、更に新たな

る史料の現はるゝあり、今一應予の所見を披瀝して大方の批判を請ふの止むなきに至つたのである。乃ち魏略の記事を第一とし、更に漢書、魏志、後漢書等の記事を参照して、記録上我が上古の形勢を解説せんと欲するのであるが、同時に考古學、人類學、土俗學、地理學等諸科學の援助をも、亦之れを輕視すべきにあらざることは、もとより多言を要せざるところである。

三

そこでまづ翰苑卷第三十に引用せられた魏略の本文を、魏志、後漢書等の本文などに對比し、明白に誤字脱字と認めらるゝ諸點を訂正して之れを掲出すれば、即ち左の通りとなるのである。

本文參照。尤も該本文の三行目に「浮海。水」とあるは「浮沒。水」の誤謬。五行目に「拘。智卑狗」とあるは「拘。右智卑狗」の誤植。六行目に「點。而文」とあるは「點。而文」の誤點である。

（史學第五卷第四號所載、魏略

從帶方至倭循海岸水行曆韓國到狗耶韓國七千餘里始度一海千餘里至對馬國其大官曰卑狗副曰卑奴無良田南北市糴南度海至一支國置官至對同地方三百里又度海千餘里至未廬國人善捕魚能浮沒水取之東南五百里到伊都國戶萬餘置官曰爾支副曰洩溪觚柄渠觚其國王皆屬女王也。』女王之南又有狗奴國以男子爲王其官曰拘右智卑狗不屬女王也自帶方至女國萬二千餘里其俗男子皆黥面文身聞其舊語自謂太伯之後昔夏后小康之子封於會稽斷髮文身以避蛟龍之害今倭亦文身以厭水害也。

もとよりこの本文はその引用の際に多少の變更を生じたかとも推せられるので、魏略の原文そのまゝではあるまいが、而も魏略の名は唐書の經籍志にも舊唐書の藝文志にも採録せられてゐるのであるから、唐時代にこの書の存在せしことは明かであり、従つて翰苑編著の際には當然原本に據つたことと思はれる。されば同じく同書に引用せられてゐる魏志、後漢書、宋書等の本文がその原本の記載とは多少の相違を有すると同様の程度に於て、その相違を豫定すべきではあらうが、また是等の場合と同様に、その大體の文意の上に大なる相違あるべしとも思はれないのである。

四

たとへば現存の魏志倭人傳の本文には

倭人在帶方東南大海之中

とあり、それより約三十三行を隔て、

參問倭地、絶在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里、景初二年六月、倭女王遣大夫

難升米等詣郡、求詣天子朝獻、太守劉夏遣吏將送詣京師、其年十二月、詔書報倭女王曰、

制詔親魏倭王卑彌呼、帶方太守劉夏遣使送汝大夫難升米、次使都市牛利奉汝所獻男

生口四人、女生口六人、班布二匹二丈、以到汝所在踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、我甚哀

汝、今以汝爲親魏倭王、假金印紫綬、
とあり、つぎに約六行を隔て、

(正始)四年、倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人、上獻生口、倭錦、絳青縑、緜衣、帛布、丹木
狝、短弓矢、掖邪狗等、

とあるに對し、翰苑所引の魏志本文には

魏志曰、倭人在帶方東南、參問倭地、絕在海中洲島之上、或絕或連、周旋可五千餘里、四面
俱抱海、自營州東南、經新羅、至其國也

とあり、また

魏志曰、景初三年、倭女王遣大夫難升米、利等、獻男生口四人、女生六人、玁布二疋二尺、詔
以爲新魏倭王、假金印紫綬、正始四年、倭王復遣大夫伊聲耆振邪狗等八人、上獻生口也
とあり、之れをか魏志の原文に比すれば、著しく省略されて居り、かつ恐らく「大夫難升米、次使都
市牛利」とある二人の名を混淆して「大夫難升米」となし、「女生口」の口字を脱し、「玁布」を「玁布」
と記し、「二匹二丈」を「二疋二尺」となし、「親魏倭王」を「新魏倭王」と誤り、一見して明白なる誤字
脱字も少くないのであるが、たゞ「四面俱抱海、自營州東南、經新羅、至其國也」とある部分を除けば、
その引用せられ居る部分の記事は、魏志の原文と大體に於て著しき差異を見ないのである。

そこで翰苑所引の魏志本文にのみ見えてゐる「四面俱抱海、自營州東南、經新羅至其國也」とある文句であるが、之れは現存通行の魏志原文には全然見えないのであるから、(a)本來魏志の原文には存してゐたものであるが、唐代以後に於て脱落して現行の魏志本文となつたものか。(b)翰苑の著者張楚金が、翰苑編著の際故意に之れを挿入したものか。(c)最初は注文として記入し置きしものが、後に轉寫の際誤つて本文中に竄入したか。(d)後に何人かの手によりて故意に記入されたものか。(e)最初何人かによりて注文として記入されしものが、後に偶然本文中に竄入せしものか。何れかの場合でなければならぬ譯である。

然るに營州なる地名は、李兆洛の歷代地理志韻編今釋によれば、唐の河北道營州に始まるのであり、今の「直隸省永平府地」とあるのであるが、大清一統志卷十四永平府古蹟の部、廣寧故城の條下には

按、漢柳城、卽後魏唐營州、遼金之興中府、在今口外錦州邊界

と見えて居り、地理志韻編今釋の柳城の條には

今直隸永平府境

と見えてゐる。即ち前漢書地理志遼西郡の條下に柳城縣の名があり、その註には

馬首山在西南、參柳水北入海、西部都尉治

とあるのであるが、營州なる地名は、漢書地理志にも後漢書郡國志にも晉書地理志にも全く見えないの

であり、魏書卷一百六上地形志に始めて見えて居り、

營州治和龍城、太延二年爲鎮、眞君五年改置、永安末陷、天平初復

とあり、隋書には見えないが、唐書の地理志には

營州柳城郡、上都督府、本遼西郡、萬歲通天元年爲契丹所陷、聖歷二年僑治漁陽、開元五年、又還治柳城、天寶元年更名

と見えて居り、舊唐書の地理志には

營州上都督府、隋柳城郡、武德元年改爲營州總管府、領遼燕二州、領柳城一縣、七年改爲都督府、管營遼二州、貞觀二年、又督昌州（中略）萬歲通天二年爲契丹李萬榮所陷、神龍元年、移府於幽州界、置仍領漁陽玉田二縣、開元四年復移還柳城、八年又往就漁陽、十一年、又還柳城舊治、天寶元年改爲柳城郡、乾元元年爲營州、

と見えてゐる。それから遼代の營州は今の直隸省永平府昌黎縣であり、明代の營州は直隸省順天府境に置かれたのであつた。

してみると營州なる地名は早くも後魏以前には溯ることの出来ないもので、魏志の撰ばれた晉初の頃には全く知られなかつた筈の地名である。

それから新羅なる地名も予の知る限りでは、資治通鑑卷一百四の晉第二十六、孝武皇帝紀、太元二年

(西紀三三七年)の條に

春、高句麗、新羅、西南夷、皆遣使、入貢于秦、

とあるのが支那の史籍に於ける新羅なる國名の初見である。かの晉書卷一百十三符堅傳に

遣使者、徵兵於鮮卑、烏丸、高句麗、百濟及薛羅、休忍等諸國、並不從、

とある中に、「薛羅」とあるのは恐らく新羅の同名異字であらう。かつ晉書の東夷傳辰韓の條によれば、それより九十一年前、即ち晉の武帝の太康七年(西紀二八六年)まではなほ辰韓の名を以て入貢してゐるのであり、馬韓の如きは晉の惠帝の太熙元年(西紀二九〇年)までもその來獻の記事を見るのである。而も魏志の撰者陳壽は、實に晉の惠帝の元康七年(西紀二九七年)に六十五歳で病歿したのであつた。されば新羅なる名も亦魏志の撰ばれた晉初に於て既に知られるたとは、まづ考へ得られないところである。

(史學第五卷第四號所載予の論文「支那三國時代に於ける我が國の形勢に就いて」參照)

してみると「四面俱抱海、自營州東南、經新羅、至其國也」といふかの文句は、本來魏志の原文に存してゐたものではないかといふ(a)の場合は、全然考ふべからざることとなる譯である。

而も翰苑の著者以外の何人かの手によりて故意に竄入されたといふことも、或は注文として竄入せられしものが、後に偶然本文中に竄入せりといふ場合も、その文意より見て寧ろ可能性少き疑問として認めらるべきことであり、その竄入の原因としては、翰苑の著者張楚金が故意か或は偶然に犯した過失と

して認むべきものかと推考せらるゝのである。即ち最初より當時自己の思想を支配せし唐時代の智識に誤られ、迂濶にもかの文句を以て魏志の本文中に存するものと思ひ誤りて之れを記入せしか、或は最初は注記のつもりにて挿入せしものが、轉寫の際に偶然本文中に混入せしか、二者何れかであらうと考へる。

而してそれが何れの場合であるとしても、大凡支那の學者がその前代に關する史書を編著するに際し、その編著當時の智識思想に支配せられ、時に或は時代錯誤の記事を挿入し、或は前後矛盾の記事を作爲するが如き場合も、亦起り得るといふ一實例として、記憶に留むべき要あるを認むるのである。

五

つぎに後漢書について觀るも、現存の原文には

倭在韓東南大海中、依山島爲居、凡百餘國、自武帝滅朝鮮、使驛通於漢者、三十許國、國皆稱王、世世傳統、其大倭王居邪馬臺國、樂浪郡徼、去其國萬二千里、去其西北界拘邪韓國、七千餘里、其地大較在會稽東冶之東、與朱崖儋耳相近
とあり、更に七行餘を隔て、

安帝永初元年、倭國王師升等獻生口百六十人、願請見、桓靈間倭國大亂、更相攻伐、歷年

無主、有二女子、名曰卑彌呼、

とあるに對し、翰苑所引の後漢書本文には

後漢書曰、倭在朝東南大海中、依山島居、凡百餘國、自武帝滅朝鮮、使譯通漢於者、卅餘國、稱王、其大倭王治耶臺、樂浪郡徼、去其國萬二千里、其地大較在會稽東、與珠雀儋耳相近、後漢書曰、安帝永初元年、有倭面上國王師升、至桓遷之間、倭國大亂、更相攻伐、歷年無主、有一女子、名曰卑彌呼、死、更立男王、國中不服、更相誅斂、後立卑彌呼宗女臺與、年十三、爲王、國中遂定、其國官有伊支馬、次曰彌馬升、次曰彌馬獲、次曰奴佳鞮之也、後漢書、光武中元年二、倭國奉貢朝賀、使人自稱大夫、光武賜以印綬、安帝初元年、倭王師升等、獻主口百六十、

と見えてゐる。

すなはちこの場合も、翰苑所引の本文が後漢書の原文に比して著しき省略の部分あると共に、卑彌呼死後の事實であり、隨つて當然三國時代の事實であるから、勿論後漢書の本文には記載せられあるべきはずでない事實までも、後漢書の記事として之れを記載してゐるのである。さればこの場合も翰苑の編者張楚金が魏略或は魏志の倭人傳に對する自己の智識に誤られ、迂濶にもこの部分をも之れを後漢書の本文として併記せしものと認むべきであり、この場合も亦支那の學者が、その當時に於ける自己の知識

思想に支配せられ、時代錯誤の記事を作爲して怪しまざる一實例として、注目すべきことゝ信ずるのである。而もその以外の部分は後漢書の本文に比し、大體に於て大なる差異あるを認めない。

たゞ後漢書には

安帝永初元年倭國王師升等獻生口百六十人願請見

とある文句が、翰苑所引の後漢書本文には

安帝永初元年有倭面上國王師升

とある點に於て兩者の相違を見るのであり、また同じく翰苑所引の後漢書でも、他の部分には「倭王師升等」となつてゐるのであるが、この「面上」なる文字は本來後漢書の本文に存してゐたものであらうか、或は後の竄入であらうか、大に考ふべきことゝ思ふのである。もしこの文字が翰苑所引の後漢書本文にのみ見えてゐることゝ、その他に全然類例を見ないものであるならば、或は翰苑の撰者の誤りとして、或は後の竄入として認むる方が、より正しい見方であるかも知れないのであるが、この場合は既に内藤博士が論ぜられた通りに（藝文第二二年第六號）唐類函邊塞部倭國の條所引の通典本文にも、異稱日本傳所引の通典本文にも

倭面土地王師升等

とあり、また宮内省圖書寮所藏の所謂北宋版通典本文には

支那の史料に現はれたる我が上代（橋本）

安帝元初元年倭面土國王師升等獻生口

とあり、それから一條兼良の日本書紀纂疏には、後漢書東夷傳の本文を引き、

東漢書曰、安帝永初元年倭面上國王師升等獻生口百六十人

とあり、また釋日本紀開題にも後漢書安帝本紀の本文を引き

後漢書云、孝安皇帝永初元年冬十月倭面國遣使奉獻

と見えてゐるのであるから、本來後漢書の本文には「倭面土國王師升等」となつてゐたものであらうといふことは、恐らく正當の見解かと考へる。

尤も同じく唐類函でも、帝國圖書館所藏の明版唐類函には、内藤博士の見られた唐類函とは少しく違つて、その所引通典の本文には

安帝永初元年倭國土地王師升等獻生口

となつてゐる。けれどもこの倭國土地王の國が面の誤りであることは、靜嘉堂文庫所藏元の成宗大德十一年版の通典卷第百八十五、邊防第一の本文に

安帝永初元年倭面土地王師升等獻生口

となつてゐるのによりても察せられるところであり、更に倭面土地の地が國の誤りであることは、曩に掲げた北宋版通典の本文によりて明かなることであらう。それが清朝の官版には

安帝永初元年倭國王師升等獻生口百六十人

と改めてあるのである。之れ蓋し少くとも元版以後の後漢書本文には、安帝本紀の方にも

永初元年冬十月倭國遣使奉獻

とあり、東夷傳にも

倭國王師升等獻生口百六十人願請見

とあるので、清朝にては之れに基いて通典の本文をもまた「倭國王帥升等」と改めたものであらう。靜嘉堂文庫及び圖書寮には宋版元修の後漢書を所藏してゐるのであるが、宋版の部分は極めて僅かで、大部分が元代の補修であり、問題の部分も亦大徳九年の補刊となつてゐるのであるから、之れを以て宋代の實例として取扱ふ譯には行かないのであるが、之れも今日の後漢書の本文と同様の文句となつてゐる。而も同じく靜嘉堂文庫所藏である元の大徳十一年版の通典には、曩に掲げたやうに「倭面土地王師升等」となつてゐるのであるから、實に同一時代の刊本でも、後漢書と通典とはかやうな相違があつた譯である。されば翰苑や日本書紀纂疏などに「倭面上國」とある後漢書の本文も、また「倭面土國」の誤りかと推せられるのであるが、而も唐時代に行はれた後漢書の本文には、また「倭面上國」と記せしものも存したかも測られないのである。

之れと同様に、光武帝の中元二年の記事も、宮内省圖書寮及び靜嘉堂文庫所藏の後漢書にも清朝官版

の後漢書にも皆

東夷倭奴國王遣使奉獻

となつて居り、同じく東夷傳にも共に

建武中元二年倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫倭國之極南界也光武賜以印綬
と見えてゐるが、明の俞安期彙纂の唐類函所引通典本文には

光武中元二年倭奴國奉朝貢賀使人自稱大夫倭國之極南界也
となつて居り、靜嘉堂所藏元版通典には

光武中元二年倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫倭國之極南界也
と見えて居り、清朝版通典には

光武中元二年倭國奉貢朝賀使人自稱大夫倭國之極南界也

となつてゐる。また翰苑所引の後漢書にも「倭國奉貢朝賀」となつてゐることは、曩に掲げた通りである。すなはち本來倭奴國とあつたものが、時代が経過して日本即ち倭國といふ觀念が確立した後には、自然に倭奴國即ち倭國といふ觀念をも生ずることとなり、遂に前代の「倭奴國」なる國名を恣に改訂して「倭國」となし、爲めに忽ち「倭國之極南界也」といふ直ぐ後の文句と矛盾するの事實をすらも顧みざるが如き粗忽を敢てするに至つたのである。是等の實例も亦以て支那の學者が、その時代に於ける自

己の智識に誤られ、恣に前代の文字語句を改更し、前後矛盾の記事を作爲し、時代錯誤の事實を捏造して怪しまざる、他の實例として注目すべきことと信ずるのである。

六

それから漢書の地理志には

夫樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云。

とあるのであるが、翰苑所引の漢書地理志本文には

漢書地理志曰、夫餘樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時獻見、

となつてゐる。すなはち前者に「夫樂浪海中」とあるのが、後者では「夫餘樂浪海中」となつて居り、前者では「以歲時來獻見云」とあるのが、後者には「以歲時獻見」とあるだけの相違である。後の部分に「來」と「云」との二文字を脱せるは後者の誤りであらうと思はれるが、前の部分に「夫」とあると「夫餘」とあると何れが正しいか疑問であらう。或は唐代までの漢書には「夫餘樂浪海中」とあつたのではないかと考へられるのである。けれどもそれが何れであるにせよ、その大體の點に於て、また兩者の間に大なる差異あるを認めないのである。

七

つぎに翰苑所引の宋書の記事は

宋書曰、永初中、倭國有王、曰讚、至元嘉中、讚死、弟珍立、自稱使時節都督安東大將軍倭國王、順帝時、遣使上表云、自昔禰東征毛人國五十五國、西服衆夷六、渡平海北九十五國、今案其王姓阿每、國號爲阿輩雞、華言天兒也、父子相傳、王有宮女六七百人、王長子號哥彌多弗利、華言太子、

とあるのであるが、宋書の原文には

高祖永初二年詔曰、倭讚萬里修貢、遠誠宜甄、可賜除授、太祖元嘉二年、讚又遣司馬曹達、奉表獻方物、讚死、弟珍立、遣使貢獻、自稱使持節都督倭、百濟、新羅、任那、秦韓、慕韓六國諸軍事、安東大將軍倭國王、

とあり、更に四行を隔て、

順帝昇明二年、遣使上表曰、封國偏遠、作藩于外、自昔祖禰躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人五十五國、西服衆夷六十六國、渡平海北九十五國、云々

と見えて居り、「今案」より以下の文は、翰苑の撰者張楚金が他の記録によりて自己の見解を述べたもの

であらうと思はれる。もとより宋書倭國傳の原文にはかくの如き記事を見ないのである。そこでこの兩者の記事を對比するに、やはり翰苑所引の宋書本文の記事は、宋書の原文をば著しく省略したもので、誤字脱字も見えるのではあるが、その大體の主旨に於ては兩者の間に大なる矛盾あるを認むることは出來ないのである。

八

その他に翰苑に引いてゐる倭國關係の記事は、括地志と廣志との本文であるが、括地志の方は

括地志曰、倭國其官有十二等、一曰麻卑兜吉寐、華言大德、二曰小德、三曰大仁、四曰小仁、五曰大義、六曰小義、七曰大禮、八曰小禮、九曰大智、十曰小智、十一曰大信、十二曰小信。

とあり、北史や隋書などに見えてゐる官等の記事と同一である。たゞ「一曰麻卑兜吉寐、華言大德」とある文句だけが、北史や隋書の本文には見えないのである。また廣志の方は

廣志曰、倭國東南陸行五百里、到伊都國、又南至邪馬臺國、百女王國以北、其戶數道里可
得略載、次斯馬國、次巴百支國、次伊邪國、安倭西南海行一日、有伊邪分國、無布帛、以革爲
衣、盖伊耶國也。

とあり、倭が倭、百が自、安が案の誤字であることは明白であるから、この本文は恐らく魏略或は魏志

に據つたものらしく、かつ「案」より以上は翰苑の撰者か、或は廣志の撰者が附記せしものと思はれる。廣志の撰者郭義恭は何時代の人であるか不明であるが、而も隋書卷第三十四經籍志雜者部にも、唐書卷第五十九藝文志下雜家類にも、廣志二卷郭義恭撰と載録してあるから、隋以前の人であることは明かであらう。

九

それから劉暉撰魏略輯本卷二十一に集録せる魏略の逸文を擧ぐれば、通典邊防典一倭人傳の注文なる

魏略云、倭人自謂太伯之後、

とか、魏志卷三十の注文なる

魏略曰、其俗不知正歲四時、但計春耕秋收爲年紀、

などか見えてゐる。今日の通行本には普通に「但記春耕秋收爲年紀」とあるが、圖書寮及び靜嘉堂所藏の南宋版三國志にも「計」とあるのであるから、之れは恐らく「計」の方が正しいかと考へる。なほ輯本には

晉書倭傳、作不知正歲四節、但計秋收之時、以爲年紀、卽魏略語、有脫字也
と述べてゐる。また法苑珠林五所引の魏略本文として

倭南有侏儒國其人長三四尺去女王國四千餘里

とあり、段公路北戸録所引魏略本文として

倭國大事輒灼骨以下先令如中州令龜視拆占吉凶也

と見えてゐるのであるが、予が所藏の四部叢刊本法苑珠林には、その文句を見出さなかつた。北戸録は予の手元に有しないので、その有無を正すことは出来ないのである。

今試に之れを翰苑所引の魏略本文と對比するに、通典所引の「倭人自謂太伯之後」とある一文だけは存するのであるが、その他の諸文は之れを見ることが出来ないのである。けれども更に魏志の本文について之れを觀れば、通典所引の太伯に關する一文は存しないが、法苑珠林所引と稱する文は、魏志に

又有侏儒國在其南人長三四尺去女王四千餘里

とある文と殆ど同一であり、北戸録所引の文は魏志の

其俗舉事行來有所云爲輒灼骨而卜以占吉凶先告所卜其辭如令龜法視火拆占兆とある文に類似する。恐らくまた本來魏略の文であらうかと推考せられるのである。

一〇

以上論ずるところにより、翰苑所引の魏略本文は、魏志、後漢書、宋書などの場合と同様に、その原

文に比し著しく省略せられて居り、また誤字脱字なども少からざることであらうと認められるのであるが、而もその大體の記事に於て大なる相違あるべしとも思はれないのである。

そこでこの魏略の本文をば、魏志倭人傳の本文と對比するに、後者が前者に負ふところ頗る大なるものあることは、一見して明白なるところである。けれども魏志の本文が、單に魏略の本文のみに據つたものではなく、少くとも二種以上の史料を參照混合して、魏略以上に詳細なる、而も前後矛盾して文意一貫を缺くが如き魏志の本文を作爲せしものなることも、亦疑ふべからざるところであらう。

たとへば帶方郡より倭に至る距離に關する記事の如き、一方に於ては

自郡至女王國萬二千餘里

と明記しながら、他方に於ては郡より狗邪韓國に到る七千餘里、更に對馬、一支を経て末盧に到る三千餘里、末盧より伊都國、奴國を経て不彌國に到る七百里、合計一萬七百餘里の行程を通過せる後、更に水行二十日と水行十日陸行一月の行程を経て、漸く女王の都せる邪馬臺國に至るべしとなすのであり、もとよりその里數の不精確なることはいふまでもないところではあるが、而も狗邪韓國より對馬、一支を経て末盧に到る行程を三千餘里となし、末盧より伊都、奴を経て不彌國に到る距離を七百里と考ふるに對し、不彌國より耶馬臺國に到る一千三百餘里の行程が、不精確ながらも、凡そ幾何の距離を豫想するものなるやは、略推考せらるべきところであり、その里程に對して水行二十日と水行十日陸行一月を

要すべしとは到底考ふべからざることであらう。すなはち到底兩立すべからざる二つの記事を併記せることは、明かに思想上の矛盾であり、如何に考ふるも同一人の手によりて記載せられたものとは認め難いのである。恐らく魏志の撰者陳壽が、二種の記録を無批判に綴合せるが爲め生ぜし不合理であらうと推せられる。而して斯くの如き類例は、曩に指摘せし通りに、支那の學者には極めて普通のことである。

一一

或は「自郡至女王國、萬二千餘里」とあるは、里數の記されただけを通計したもので、日數で示した部分は里數には改算し難いから、之れを除いたのであらう。即ち海路が一萬餘里で、陸路が合計七百里であるが、海路の里數には何れも餘里がついてゐるので、その餘里を加ふれば、合計一萬一千何百里となるのであるから、その大數を擧げて一萬二千里といつたのであらうと解し、以てその里數と日數との兩記事を調和せんと試むる所説も存するのである。(考古學雜誌第十二卷第十一號所載三宅博士論文「耶馬臺國について」參照)

けれども魏略や魏志には「萬二千餘里」とあるのであつて、「萬二千里」とはないのであるから、たとひ海路の端數を加へて一萬一千何百里となつたとするも、その大數を擧ぐるに「萬二千餘里」と稱したとは思はれないのであり、殊に不彌國までの里數に對して、「自郡至女王國」と明記する譯もあるまいかと考へられるのである。

されどもし不彌國より耶馬臺國に至る里程が、一千三百餘里であるといふ事實にして明瞭であつたとすれば、魏志の撰者は何故に不彌國より耶馬臺國に至る行程も、之れを里數によりて記さずして、日數を以て記したかといふ疑問を生ずべきであり、こゝに「萬二千餘里」なる里數は、本來郡より女王國に至る實際の距離とは何等の關係をも有しないもので、たゞ郡より狗邪韓國に至る七千餘里に、倭地の周旋五千餘里とあるを加へて、捏造せるものであらうといふ疑念も生ずる譯である。

けれども、もしこの「萬二千餘里」なる里程が、その實「自郡至女王國」る里程とは何等の關係を有しないもので、たゞ郡より狗邪韓國に至る七千餘里と、倭地の周旋五千餘里とを加へて捏造せるものであるとすれば、魏志の撰者は何の必要ありて斯くの如き捏造を敢てしたであらうか。殊に不彌國より投馬國を経て耶馬臺國に至る行程が、日數によりて知られ居る場合に、その行程記事を扶けないばかりでなく、却つてその記事を肯定するが爲には、大なる妨害となるが如き里程記事を、態々捏造併記するの必要が何處にあるであらうか。その説明に苦しまざるを得ないのである。

然るに翰苑所引の魏略本文には「自帶方至女國萬二千餘里」とあるだけで、不彌國や投馬國や耶馬臺國に至る里程記事、及び「水行二十日、水行十日陸行一月」なる行程記事を全然缺いてゐるのである。而してもし魏略の本文も、本來魏志の本文と全く同様のものであつたとすれば、以上述べしが如き、容易に解すべからざる疑問に逢着する譯であるが、もし魏略の本文は本來魏志の本文とは違つてゐたもの

で、魏略の本文には不彌國より耶馬臺國に至る「水行二十日、水行十日陸行一月」なる行程記事は存在しなかつたものであるとすれば、この疑問は容易に解釋せられ得るのである。即ちかの里數行程と日數行程との兩記事は、もと別々の傳へであつたもので、魏志に至つて始めて不用意に採録併記せられたものと認むることにより、全く魏志の撰者陳壽の不注意の結果として解することが出来るのである。

されば翰苑所引の魏略本文が、大に省略されあることは疑ふべからざるところではあるが、而もその省略の部分は魏志の本文と同様のものでなく、少くとも日數行程の記事の如きは存在しなかつたものとして認められた方がより正しい見解ではないかと考へる。

一一一

或は魏志所載の女王國の意義に二様あり、「自郡至女王國萬二千餘里」の場合の女王國の意義は不定にて、「女王の首都の所在地までか、若しくは女王領域の端をさすとも見らる」となし、かつ「參問倭地、絶在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里」とある文句の意義をば、「魏志の筆者が倭地をば南北五千餘里に互れる島嶼國なりと考へし」ものと判定し、そこで「郡より狗邪韓國に至るまでの七千餘里と、この倭地の周旋五千餘里と合せて、郡より女王國に至る萬二千餘里の里數と相一致するに於ては、たとへその里數の單位は疑問なりとするも、かの筆者の胸中には合理的の推算を下したるものにて、誤算な

り虚偽なりとなすは誤れり」と論じ、「帶方郡治は臨津江口にありしものとし、狗邪韓國を金海として、この間七千餘里とすれば、五千餘里の距離の大數は略考察するを得べく、今この五千餘里を以て狗邪韓國より南に延長の線を劃せばこれに該當する國土は決して存するなし。」と云ひ、而も他方に於て魏志には「計其道里、當在會稽東冶之東とあり、その東冶が東冶の誤なるべきことは菅氏の論ぜし通りであらうが、之れより東にあたりて土地を索むれば、奄美大島附近の小島あるのみにて陸行一月の大島なし。されどこの奄美大島附近は即ちかの周旋可五千餘里の地點であり、この里程とこの方角とは、確に魏志の筆者が倭國が南北に連互せるものなりと思惟したりしことの明徴である。」となし、なほ魏志に「夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害、今倭人好沈沒捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽、後稍以爲飾云々とあるにて、かれらはその風俗を推して倭國人をば會稽より移住もしたらんかとの如き下心にてかけるものにて、一意會稽郡より程遠からぬものなるべしと思へるさま明で、ますく南北連互の島國ならんと思惟したりとの想像の當れるを見るべし。」となし、以て實際上は東に連互せる島國をば南に連互せるものと思惟して、かの記事を作爲するに至りしものと論じながら、かの「南至投馬國水行二十日、南至耶馬臺國水行十日陸行一月」なる記事に對しては、たゞ「思ふにこの投馬國耶馬臺國といふものは、當時倭國外交の中心たる伊都國よりは遙に遠隔の地にありて、帶方郡の使臣等の至ることなかりし地なりしならむ。」「されば方向と距離とは必ずしも正確を保ちうべきものなりとはいひ難かるべく、不彌國

若しくはその源に溯りて伊都國より、南方水行三十日にして上陸し、陸行一月を要する地點は、わが日本國の地勢古今差なしとせば、全く事實に合せぬものとなるべし。」といひ、而も忽ち「されどその誤は主として方向の上において、路程の上にも誤ありたりとは考ふること能はず」となし、直に「水行二十日、水行十日陸行一月」なる記事に依頼して、投馬國をば但馬國に、耶馬臺國をば今の大和國に批定せんとする所説も存するのである。(考古學雜誌第十二卷第八・九・十號所載「狗奴國考」一・二・三參照)

論者が周旋の意義を解して、自ら旋轉して行動する義となし、「周旋可五千餘里」とある文句は、倭地が五千餘里に連互せることを意味するものとせる所論は卓見なるべく、また魏志の撰者が、倭地を以て南北に連互せる島國なりと思惟して、かの記事を作爲せるものなるべしとなす論者の見解にも、後に述ぶるが如き意味に於て、大なる異論を有しないのである。けれどもかの「水行二十日、水行十日陸行一月」なる記事と、「自郡至女王國萬二千餘里」なる記事、及び倭地を以て「周旋可五千餘里」となす記事との間に認めらるゝ矛盾に對しては、殆んど何等の説明をも提示されないのである。

論者は「當時倭國外交の中心地は伊都國であり、帶方郡の使臣等は投馬國耶馬臺國等遠隔の地には行かなかつたので、その方向距離は正確を保し難し」といひ、「不彌國或は伊都國より南方水行三十日、陸行一月を要する地點は、我が國の地勢に合せず」と論じながら、忽ち「されどその誤は主として方向の上において、路程の上までも誤ありたりとは考ふること能はず」と斷言せらるゝのであるが、而も何故

に郡使等が伊都國以上に行かなかつた場合に、その傳聞による誤りは主として方向の上において、路程の上にも誤りありとは考ふることが出来ないものであるか。この點に就いても全くその説明を見ないのであるが、而もその方向に關する疑問については、更に別に項を改めて論ずるつもりであるから、今暫らくこれを措くとするも、論者が「郡より狗耶韓國に至る七千餘里と、倭地の周旋五千餘里とを加へて、自郡至女王國萬二千餘里の里數に一致するが故に、この萬二千餘里なる里數は合理的の推算なり」となし、「自郡至女王國、萬二千餘里の場合の女王國の意義は不定で、女王領域の端をさすとも見らる」といひ、「今この五千餘里を以て狗邪韓國より南に延長の線を劃せば、これに該當する國土は決して存するなし」と論ずるを以て察すれば、論者はかの萬二千餘里なる里數は、帶方郡より狗邪韓國を通過して、女王國の南端に至る里數を意味するもので、女王國の南端はまた倭地の南端に一致するものと認めてゐるやうであるが、而も女王領域の南端は即ち倭地の南端なりとの事實は、果して如何なる理由に基いて推定せられたものであらうか、了解に苦しむところである。もし果して魏志の撰者が女王國の南端を以て倭地の南端に一致するものと思惟せしとせば、更にその女王國の南方に國せる狗奴國なるものは、即ち倭地以外として認めなければならぬのである。而も魏志本文の文意より見て、所謂狗奴國なるものが、所謂倭地内の一部として思惟され居るところであり、論者自ら狗奴國を以て毛野國に比定し、當時倭地に於ける三大勢力の一として認め、かつ凡て他の場合と同じく、南とは東の意味な

りとせらるゝ以上は、論者も亦狗奴國を以て倭地内の一國として解し、女王國の東、即ち魏志の所謂南に位せるものと認め居らるゝことは明瞭なるところであるが、(同誌同卷第十一號「狗奴國考四」參照)この事實と、女王國の南端を以て倭地の南端となすことによりて生ずる前の見解との矛盾は、如何に之れを解せんとせらるゝのであるか、また何等の説明をも見ないのである。

かつまた論者は「帶方郡治は臨津江口にありしものとし、狗邪韓國を金海として、この間七千餘里とすれば、五千餘里の距離の大數は略考察するを得べし」となし、「今この五千餘里を以て狗邪韓國より南に延長の線を劃せば、これに該當する國土は決して存するなし」といひ、「會稽東冶より東にあたりて土地を索むれば、奄美大島附近の小島あるのみにて、陸行一月の大島なし。されどこの奄美大島附近は、即かの周旋可五千餘里の地點なり」とせらるゝのであるが、會稽東冶の東に當る土地が九州南邊奄美大島の邊なることは、地圖を一見して明瞭なるところであるけれども、かの周旋可五千餘里の地點が奄美大島の附近なりとは、如何にして比定せられしものであらうか。狗邪韓國より九州北岸までを三千餘里なりとして認め居ることは、魏志撰者の明記するところであり、また帶方郡より狗邪韓國までをば七千餘里となすに對比して、略その大數を得たるものなることは、地圖によりて明瞭なるところであるから、その割合にて九州北岸より更に五千餘里より三千餘里を減ぜる残りの里數、即ち二千餘里の地點を求むれば、漸く九州中部即ち筑後肥後の邊に達するに過ぎざることは、地圖を一見して明かなるところであ

り、假りに對馬以南を意味するものとするも、九州北岸より三千餘里の地點は九州南部に達するに過ぎないのであるから、魏志本文に倭地を以て、「絶在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里」と記せし筆者の腦中には、所謂倭地が南北に連互せる島嶼であることを認むると同時に、その連互の延長線は甚しく長距離なるものにあらざることを思惟せしものと解すべきであり、決して「當時倭國外交の中心地たる伊都國よりは、遙に遠隔の地」にまで延長連互せる島嶼なることを思惟せしものとは思はれないのである。然るに他方に於て、「南至投馬國、水行二十日、南至耶馬臺國、水行十日陸行一月」なる記事を見るものは何人でもこの「投馬國耶馬臺國といふものは」「伊都國よりは遙に遠隔の地」にあつた國々なることを認めざるを得ないのである。而も論者はこの矛盾を無視し、「周旋可五千餘里」となす魏志の本文を以て、その筆者が倭地を以て甚だ遠隔の地に互れるものなることを思惟せしものと曲解し、「一意會稽郡より程遠からぬものなるべしと思へるさま明なり」といひ、「かくの如きは皆實に經由したることなき地なるが故なりと思惟せらる」といふが如き曖昧なる言辭によりて「自郡至女王國、萬二千餘里、(中)略計其道里、當在會稽東治之東」とあり、「參問倭地絶在海中洲島之上(中略)周旋可五千餘里」とある思想と、不彌國より邪馬臺國に至る爲には「水行二十日、水行十日陸行一月」を要すとなす思想との間に存する、明白なる相違を糊塗し去らんとせらるゝのである。

けれどもその文意を正しく解すれば、その筆者は一方に於て郡より凡そ萬二千里乃至三千里南下すれ

ば、會稽郡の東程遠からぬ地に達すべしといふ地理上の觀念を有し、同時に倭地は狗邪韓國の南方五千餘里に互りて連互せる島嶼なりとの思想を有し、かつ所謂女王國が郡より萬二千餘里、即ち不彌國より一千三百餘里、九州北岸より南方僅に二千餘里の地點にあり、その南に更に之れに對抗せる狗奴國ありとなす思想を有しながら、(魏志に周旋五千餘里とあるは、對馬以南の列島を意味せしものとして解すべきであらう。然らざればその南に狗奴國を豫想することが出来ないからである。)他方に於て所謂耶馬臺國即ち女王國は、九州北邊より更に「水行二十日、水行十日、陸行一月」を要する遙に遠隔の地點なりとすな思想を有せしものと見なければならぬのであるが、果して同一人にして斯くの如く相矛盾せる思想を懷き、而もその矛盾を氣付かずして之れを筆にせりと考ふることが出来るであらうか。予は到底その可能を認むることが出来ないのである。

而もその里數關係の記事と日數行程の記事とは本來別々の傳へであり、魏志の撰者によりて會、不注意に綴合せられしものと解することによりて、容易にその矛盾せる思想の併記せられし事情を了解することを得ると共に、以上指摘せし諸種の無理な解釋をも亦皆その必要を見ざることとなるのである。

(未完)

橋本増吉